

生態学的関連種の混獲に関する戦略

(第32回委員会年次会合(2025年10月9日)において合意)

1. 序論

CCSBTは、[2021年CCSBTパフォーマンス・レビュー](#)勧告の実施計画を含む「[2023-2028年みなみまぐろ保存委員会戦略計画](#)」を採択した。

戦略計画は、CCSBTの主要課題の一つとして「SBTと同じ生態系に属する非漁獲対象種(特に海鳥類)に対するSBT漁業による影響に対処すること」を掲げており、また戦略計画のビジョン及びゴールにおける柱の一つである「SBTの管理」には「資源の再建、国別配分量及び生態学的関連種に関する戦略が含まれる」と規定している。

また戦略計画に基づく行動計画では、「ERSWG 14において海鳥に関する複数年戦略が採択されたことを踏まえ、パフォーマンス・レビュー勧告に基づき、生態学的関連種及び混獲に関する行動計画を策定する」と規定している。

2. ERS(海鳥以外)に関する現在のモニタリング及び報告

メンバーがCCSBTに対して提出することを義務付けられている主なERSデータは、毎年[ERSWGデータ交換](#)(EDE)において定められたデータであり、各年の7月31日までにこれを提出しなければならない。EDE要件の遵守状況については事務局がモニタリングしており、遵守委員会に提出する文書「メンバーによるERS措置の実施状況及びERSに関するパフォーマンスに関する年次報告¹」の中で毎年報告されている。当該文書には、各メンバー別・種群(EDEの定義に基づくもの)別の引き伸ばし推定死亡数も含まれている。

遵守委員会及び拡大委員会に対するメンバーの年次国別報告書(CC/EC年次報告書)においても以下の情報を含めることが義務付けられている。

- 海鳥類IPOA²、さめ類IPOA³、及びうみがめの死亡を削減するためのFAOガイドラインを実施しているかどうか
- 漁業からERSを保護することを目的として現在発効しているICCAT、IOTC及びWCPFCの全ての法的拘束力のある措置及び自主的な措置を遵守しているかどうか
- ICCAT、IOTC及びWCPFCの要件に従ってERSに関するデータが収集及び報告されているかどうか
- 混獲緩和措置の遵守をモニタリングするために用いられている方法(カバー率の水準及び収集される情報の種類を含む)

¹ 直近の報告は[CCSBT-CC/2310/05](#)

² はえ縄漁業における海鳥類の偶発的死亡の削減に関する国際行動計画

³ さめ類の保存及び管理に関する国際行動計画

また事務局は、遵守委員会に提出している文書「メンバーによる ERS 措置の実施状況及び ERS に関するパフォーマンスに関する年次報告」の中で、メンバーが当該情報を提出したかどうかについても報告している。

3. 現行の（海鳥以外の）ERS 関連措置

法的拘束力のある措置

2018 年の第 25 回年次会合において、CCSBT は「[CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議](#)」（以下「ERS 決議」という）を採択した。ERS 決議パラグラフ 2 に基づき、各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶が IOTC⁴、WCPFC⁵ 及び ICCAT⁶ の管轄水域内で SBT を漁獲する場合、該当する管轄水域において発効している全ての ERS 措置を遵守することを確保しなければならない（メンバー又は協力的非加盟メンバーが ERS 措置を採択しているまぐろ類 RFMO のメンバーであるかどうかを問わない）。

SBT 漁船が最新の ERS 措置を遵守するよう確保するため、ERS 決議パラグラフ 6 は、事務局に対し、IOTC、WCPFC 及び ICCAT の年次会合における ERS に関するあらゆる決定を踏まえ、毎年の CCSBT 拡大委員会年次会合の前に、別添 I に掲げる ERS 措置一覧を更新する任務を課している。

自主的措置

CCSBT の「[みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告](#)」に基づき、メンバーは、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画 (IPOA-Seabirds)、さめ類保存管理の国際行動計画 (IPOA-Sharks) 及び漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン (FAO-Sea turtles) を実行していないのであれば、可能な限りこれらを実行することとされている。

また同勧告においては、EC 及び/又は必要に応じて補助機関は、みなみまぐろを対象とする漁業がもたらす生態学的関連種に対するリスクの評価を実施することとしている。また EC は、「CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議」の採択によってこれらのリスクがいかに軽減されたか、及びリスクを軽減する追加的な措置が必要か否かについて検討することとされている。海鳥戦略には海鳥類に対するリスクの評価に関するコンポーネントが含まれているものの、海鳥類以外に対するリスクを確認するためのレビューは予定されていない。

⁴ インド洋まぐろ類委員会

⁵ 中西部太平洋まぐろ類委員会

⁶ 大西洋まぐろ類保存国際委員会

4. ERS（海鳥類以外）の現況

EDEの一環として収集される ERS の捕獲情報は、それらの種の全ての捕獲の一部を示しているに過ぎず、したがって該当資源又は種の全体的な状況を判断するために当該情報を単独で利用することはできない。CCSBT の ERS 混獲情報は、各メンバーの船団別の年ごとのトレンドを浮き彫りにできる可能性はあるものの、パンデミック中に生じた近年のオブザーバーデータの欠落を踏まえれば、こうした水準の解析にさえも問題がある。

特に CCSBT は、ERS に関する資源状況評価を第三者（例えば他のまぐろ類 RFMO、ACAP、ABNJ 等）に依存している。この方式は CCSBT に独特のものではない。例えば、IOTC はうみがめ類に関する独自の評価を行っていないので、IUCN によるうみがめ類に関するリスクステータスをメンバーに提示している。

スコープ：

混獲行動計画は、海亀類、海棲哺乳類及び非漁獲対象さめ類に適用される。混獲行動計画が適用される非漁獲対象さめ類は表 1 のとおりである。混獲行動計画は、その他のさめ類には適用されない。混獲行動計画は、海鳥複数年戦略により補完的に網羅されている海鳥類には適用されない。

表 1. 非漁獲対象さめ種リスト

種名
<i>Prionace glauca</i> (よしきりざめ)
<i>Isurus oxyrinchus</i> (あおざめ)
<i>Lamna nasus</i> (にじねずみざめ)

混獲行動計画は、他のまぐろ類地域漁業管理機関及びその他の関連する組織及び機関との協力の下に実施される。

全体目標

本混獲行動計画の全体目標は、SBT 漁業が海亀類、海棲哺乳類及び非漁獲対象さめ類を含む生態学的関連種（ERS）に対して著しい負の影響を及ぼすことのないような水準まで、ERS の混獲を削減又は根絶することである。

個別目標

上記の全体目標を達成するため、以下の個別目標を設定した。

目標1：情報に関する目標

ERS に対する SBT 漁業の影響にかかる CCSBT の評価が、利用可能な最善の情報（不確実性の評価、及び情報の欠落を明らかにすることを含む）に基づいて実施される。

目標2：ガバナンスに関する目標

CCSBT のガバナンスを通じて ERS に対する SBT 漁業の影響が効果的に管理されるよう確保する。

目標3：効果に関する目標

実用的で費用対効果が高く、かつ安全な混獲緩和のための技術及び技法につき、業界及びその他の関連する機関との協力の下に策定された助言が行われる。

目標4：教育及びアウトリーチ

操業中の ERS との相互作用の削減の重要性を強調し、及び混獲緩和措置の効果的な実施を推奨しつつ、教育及びアウトリーチプログラムを強化する。

個別目標を達成するための行動

各個別目標に対し、以下の行動に取り組むこととする。

混獲計画の個別目標を達成するための行動

		責任	短期		中期		長期
			2024	2025	2026	2027	2028++
(A) 情報に関する目標							
1 データ収集及び情報共有							
i.	本混獲行動計画により網羅するみなみまぐろ（SBT）関連種／種群を確認する。	ERSWG	●	●			
ii.	ERSWG データ交換を通じた報告を継続及び改善する。	メンバー	継続				
iii.	事務局は、メンバーによる ERS 措置の実施状況及び ERS に関するパフォーマンスにかかる年次報告を引き続き提出する。	事務局	継続				
iv.	事務局は、将来の ERSWG 会合に対し、関連する混獲種にかかる直近の評価結果を情報文書として提出する。	事務局			●		●
v.	ERSWG に気候変動に関する常設議題項目を設定する。	ERSWG			●		●
2 協力							
i	気候変動がまぐろの生態系、SBT、ERS、それらの生産力、分布及び資源の回復力に及ぼす可能性がある影響を予測するための行動に関して他の RFMO と協力する。（PR2021-06）	事務局	継続				
ii	事務局は、合意されたテンプレートに基づき、ERSWG 会合の重要なポイントの概要を他のまぐろ類 RFMO と共有する。	事務局	●		●		●

		責任	短期		中期		長期
			2024	2025	2026	2027	2028++
(B) ガバナンスに関する目標							
3 委員会文書							
i	本行動計画が効果的であるよう確保するため、本行動計画を定期的にレビューする。	ERSWG					●
ii	非漁獲対象種に関する CCSBT の役割及び権限を明確化するため、CCSBT 条約を改正すべきかどうかについて評価する。	EC					●
(C) 効果に関する目標							
4 Review of Existing Measures 既存の措置のレビュー							
i	IOTC、ICCAT 及び WCPFC において、ERS に関して強化された CMM の策定を奨励する。（PR2021-04）	メンバー	継続				
ii.	ERSWG は、「CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他の RFMO の措置と調和させるための決議」の採択により ERS に対するリスクが十分に低減されているかどうかについて検討し、EC に対し、何らかの追加的な行動を要するかどうかについて助言する。	ERSWG	●		●		●
5 実施							
i	混獲の増加に対処し、また海洋生物資源及び生態系に対する漁業の影響に対応するためのインセンティブがあるメカニズムの可能性を探求する。（PR2021-27）	ERSWG					●